

## 続遼東馬市管見：兀良哈馬市の再開に就て

江嶋，寿雄

<https://doi.org/10.15017/2334004>

---

出版情報：史淵. 83, pp.63-80, 1960-12-25. 九州大学文学部  
バージョン：  
権利関係：

## 続遼東馬市管見

— 兀良哈馬市の再開に就て —

江 嶋 寿 雄

—

明の成祖永樂帝が遼東に馬市を設置して、兀良哈・女直から馬を収買し、代償として絹・布・穀物を支払う辺境互市を開いたことは余りに有名であり、馬市についてはすでに先学の幾つかの專論がある。<sup>註1</sup>この問題に参じて筆者も二三の論文を発表したが、<sup>註2</sup>その要点とした所は、(一) 遼東の馬市は初設から外夷撫御を目的にしたものではなく、永樂初期の官馬不足に基因する外馬収買が設置の大きな目的となつてゐる。(二) 多くの明清の史料が伝える初設の馬市三所説は成化十四年の兀良哈馬市再開についての遼東巡撫陳鉞の上奏に基づくものと思われるが、陳鉞は開原に二馬市が初設されたと誤解する色々な諸事情の下にあつたのであり、実録と遼東志建置志の史料によれば開原の初設馬市は一所のみで、広寧一所と合せて遼東初設馬市は二所であつたと考えられる。(三) 初設の開原城東の馬市には兀良哈も女直も共に出入したと思われ。一方明の官馬の充実によつて官市の必要度が減じて来ると馬市は撫夷政策的な性格を強くする。と共に買手として民間の参加が認められ馬市場内での官督下の私市が発生する。(四) 私市によつて民間の商人との取引に馴染んだ女直は馬市場外での官の監督を受けない私交易を開始し、やがて開原城南関の関市に出入する様になつたらしく、一方朝貢の帰途の女

直人も最後の買込みを盛んに南関市で行つた様である。正統年間に入つて女直朝貢を逐次制限したとき、その引替条件として女直には開原交易を公認したので、ここに開原南関市が公然と女直馬市としての性格を帯び、馬市の機能を営むこととなつた。そしてこの時以来、開原には従来の城東の達達馬市と南関の女直馬市があることになり、これが後に陳鉞等によつて初設以来のものとして誤られて開原二馬市説となつたと考えられる。正統十四年城東の達達馬市えの兀良哈の往来は禁絶されたので、その後は南関馬市だけが存在した。というにあつた。以上の考究によつて、明の前期における遼東の馬市について従来の通説を稍修正することが出来たと思ふが、正統十四年也先の侵寇を期として馬市を廢止された兀良哈は女直を仲継することによつて間接的に馬市交易を行い、必要な中国物産を入手せざるを得なかつた。かくして女直の仲継貿易が次第に盛んとなり、天順八年には新に建州女直のために撫順馬市が開かれた。撫順馬市の開始は建州女直の朝貢制限の代償としての意味があつたが、また建州女直の対明交易が盛んになつて来た結果にも因るのである。そしてこのことは兀良哈の馬市廢止による女直の仲継交易の増加に一因があると思われるのである。馬市を廢絶された兀良哈は女直を仲介として間接的に中国物産を輸入したが、やはり望ましいのは直接交易であつたにちがいない。そこで屢々馬市復開の請願がなされたが、遂に成化十四年に至つて兀良哈馬市の復開が許された。本稿は主として成化十四年のこの兀良哈馬市復開について考察を試みたい。

## 二 兀良哈馬市の復開

正統十四年の瓦剌也先の侵寇以来廢絶されていた兀良哈に対する馬市は成化十四年に再び開かれた。明実録の成化十四年三月（丙戌）の条に云う。

詔復開遼東広寧等処馬市。巡撫遼東都御史陳鉞奏。永樂間遼東設馬市三処。其一在開原城南関。以待海西女直。其一

在城東五里。其一在瓜寧城。皆以待朶顏三衛夷人。正統間。因漏泄邊事。已罷其二。惟開原南關市獨存。近者朶顏屢請開市。朝廷不許。今朶顏窮迫。潛結海西。輻市于我。而海西藉彼馬力。數犯我邊。甚為非便。若許復開。則有以收朶顏之心。撤海西之党。而中國并受其利。事下。廷臣會議。報可。仍下巡撫等官。區画事宜。嚴革私弊。命巡按御史覺察之。

右の文に含まれた陳鉞上奏に開原二馬市を永樂の初設以來のものとするのは陳鉞の誤解によるもので、正統四年に女直に対して開原南關市での交易が公認されて、女直は初設の城東馬市を利用せず専ら南關馬市に往來取引する様になつてから、城東の馬市をひとり兀良哈が利用していた正統十四年廢絶までの状態を示すものであることは別に論究した。註3ここでは陳鉞上奏に見える馬市復開の事情を考えておきたい。

陳鉞によれば朶顏三衛即ち朶顏衛、泰寧衛、福余衛の兀良哈三衛が近年屢々馬市の再開を請願したが、明の政府が許さなかつたとある。試みに成化年間にはいつてからの三衛の辺境交易の要請を見てみると、

1、成化元年十二月（丙子）に泰寧等の衛は「欲于辺地收買牛隻農具」註4しているが、明は「其欲与民交易。可許之。」として交易は許可されている。

2、成化四年十一月（庚申）に朶顏衛等が同じく「欲於辺地收買耕牛農具等物」してその要請は許されている。

3、成化五年十一月（甲申）にも朶顏衛等が「欲于辺地買耕牛農具」して同じく交易許可を得ている。

以上の三例は三衛から要請した時に限つて一回きりの辺地での交易許可であつたにちがいない。若しこの許可が永続的な効果をもつものであつたとしたら、これこそ辺境互市の許可であり、後に馬市の再開を更に繰返して要請する必要はなかつた筈であり、上記の例についてもすでに2、3の要請を必要としなかつたにちがいない。また上記の要請がいづれも許可されているのは、その交易の対象が耕牛農具という生産手段であり彼等の生理に関わるものであつたから、明側として

も寛容な態度を示したものとと思われる。これは後の馬市の再開要請が容易に許されなかつたことと比較すると対照的である。更に兀良哈の求めたものが耕牛農具であつたことは、彼等が遊牧民であるという既成の知識ではやや理解に苦しむところである。正統年間の也先、脱々不花の制圧以来、兀良哈三衛は蒙古に継起する勢力に圧迫されて南下西徙を行い、成化初年にはすでにその根拠地はシラムレン河老哈河流域及びそれ以南の熱河や遼西地方の明の辺疆や長城の外側に近く移つて来ていた様である。この地域は云うまでもなく可耕地帯であり、古來農耕も行われていたのであるが、「逐水草。無恒居」（皇明四夷考）く、「畜牧遷徙」をその民俗とする兀良哈三衛、或は「其俗無常居。製遼樂車。趁水草而住牧……不樹五穀。不種蔬菜。」（全遼志卷六外志）とされる兀良哈部族がこの時頻りに農具耕牛を求めたことは、兀良哈社会における農業の開始を意味するものか、それとも実録成化二十年五月（丁亥朔）の条に見ゆる都察院經歷李晟の上言に「……三衛世受國恩。為我灌籬。人皆土著。可以耕稼。比之北虜。勢実不同。」と見ゆる様に畜牧と云つても定定的であつて蒙古の遊牧とは異つていて可なり早くから若干の農耕を行つていたものであるのか、彼等が飢饉の際穀物を馬市で求めたことは永楽年間にすでに見られたが、これはやはり一部農耕を営んだことを物語るものかも知れない。若しそうだとしたら兀良哈について記された諸史料は充分吟味されなければならないことになるが、今の私にはその準備がないので疑問として止めておく。とにかく彼等が盛んに耕牛農具をこの時期に要求したことは注目されねばならない。

さて辺境互市の要請に続いて実録成化十一年七月（庚申）には

4、朵顔等三衛夷人請開馬市。不許。遼東總兵官都督同知歐信等奏。三衛虜酋至辺。援旧例。乞開広寧馬市。事下。兵部議。此虜為北虜滿都魯所驅。離彼巢穴。潛避近辺。故欲求市易。以濟其急。宜令信等諭以不可。且俾還故地。上曰。馬市久罷。不許。果彼為北虜所迫。暫令于近辺三四百里外屯駐。虜退即還故地。

といよいよ馬市再開の要請をもち出し、拒否されると翌成化十二年十月（壬申）にふたたび

5、朶顔三衛夷人復請開馬市。不許。遼東總兵官都督同知歐信等奏。朶顔三衛遣人齎書至辺謂。北虜以此書諭降。其衆不肯從。因請復開馬市。大同宣府守臣亦各奏。境外烟火不息。章俱下。兵部請。再令信等如前曉諭以馬市久停。難以遽復。且嘉獎其不肯背中國之義。勉其益堅臣節。若欲避北虜。聽于近辺暫處。否則調兵剿之。仍請通行各辺守將京營重臣。整飾兵備。以防北虜。詔可。

と馬市復開を求めており、更に同年十一月には泰寧衛の都督兀南帖木兒は都指揮亦吉歹等三百人を京師に入貢させ、直接中央に馬市再開を請願交渉させた。成化十二年十一月(壬寅)(癸卯)等の条に遣使入貢の記録があり、続いて十一月(戊午)の条に

6、泰寧等衛右都督兀南帖木兒等。援旧例。請于広寧開市貿易。事下。兵部言。此事屢已奏寢。難從其請。宜令訳者諭旨。不得紊擾覆奏。報可。

とあつて彼等が京師に來つて広寧開市を要請していることは明かである。先掲の陳鉞上奏に「近者朶顔屢請開市」と云うのは456等の開市要請を指すものと思われるが、明はその都度復開を拒否している。再開の要請が滿都魯汗に駈掠されて窮迫した兀良哈が一時の急需を救うための必要に出たことを知りながら拒否している(4)。蒙古の孛來、毛里孩、更にこれに替つて蒙古を掌握した滿都魯汗と兀加思蘭の連合勢力等の相次ぐ兀良哈三衛経略の結果、三衛の過半は蒙古に征服されその従屬下に立たされたが、一半は従屬を肯んぜず(5)、明辺近く逃奔し來つて明に依らんとしたものであらう。いはば兀良哈の親明派とも云うべき一派であつたと思われる。それにも拘らず暫定的に近辺三四百里外の屯駐を認めながらも馬市再開は許さなかつた(4)。成化十二年十月には北虜滿都魯汗より三衛に送附された招降の書面を持參して遼東の辺関に來つて辺吏に示し、北虜に従わなかつた親明態度を強調して馬市復開を要請している(5)。復開の要求を入れなければ北虜に従うも止むを得ずという多少脅迫的な三衛側の態度が裏面にうかがわれる様である。併しこの時も明は三

衛が北虜に屈從せず明の羈縻下に止まつたことを嘉獎し、益々臣節を堅固に持するに努めよと諭すに止まつた。否逆に明の命に違えば調兵して征剿するという態度を以て衰残の兀良哈に示威しているのである(5)。これは明の永樂宣德時代の招撫政策などに較べると甚だ消極的な態度であつたと云える。當時明が蒙古の目ぐるましい勢力隆替に眩惑され、也先の土木の変のごとき事態の再び起るのを恐れ、蒙古勢力の嚮導にやますればなにかねない三衛を信用しなかつたことを物語るものであらう。成化十三年九月(庚辰)の条に朶顔衛都督阿兒乞蛮等が食糧を乞うた時、「上以其多詐不允」とある。一方では朝貢し、他方では侵寇する。「多詐」としか明には映らなかつたであらう。しかし三衛が全部を挙げて蒙古の勢力に従属したのではなく、成化十四年七月(辛酉)の兵部尚書余子俊の上奏にも、滿都魯、乜加思蘭に「今朶顔三衛従之者半」とある如く或は4、5に見える様に北虜に驅散されて、又は従うを肯んぜずに明辺に逃れ来て明の救援を求めた一半の兀良哈三衛夷人もあつたのである。その中には明と蒙古とに両属的な一部もあつたであらうが、またひたすら明に依存してその朝貢貿易の利に甘じ、或は辺境互市の利を企図したものもあつたであらう。この前後朝貢は実に頻繁に続けられていたのである。註7 こうした親明的、或は両属的な外夷を招撫羈縻して明の陳営に堅く結びつける政策こそ明のいはば伝統的な対外政策であつた筈であるが、やはり馬市は再開されなかつた。馬市復開によつて辺防の機密を探知される危懼と兀良哈に対する不信によるものであつたと云へる。

ところが成化十三年九月頃に今まで近辺に逃散屯駐していた三衛は俄に遠くへ去つた。和田博士は恐らく北虜中に内紛が生じて三衛圧迫の手が緩んだ結果だらうと推測註8されている。若しこの推測が正しいとすれば、蒙古の勢力から解放された兀良哈に対して羈縻を強化する一の機会であつたと考えられる。更に先の陳鉞上奏には兀良哈が屢次の馬市復開要請を許されず、窮迫の結果は海西女直と結んで女直を仲継者として間接的な馬市交易をなしつつあり、その相互扶助的な關係から両者の結合が密接となつている状態を述べて、「収朶顔之心」、「撤海西之党」という分裂と羈縻の政策を兼ねたい

はば一石二鳥の手段として兀良哈馬市の再開の必要を奏請している。恰もこの直前成化十三年十月には海西虜酋が建州女直を糾合して清河驪陽に入寇し、次で同十四年一月再度入寇を謀つて東州堡等で明軍に迎撃される事件が起つている。しかもこの入寇には兀良哈三衛の一部が参加していたと朝鮮側の史料は伝えているのである。註陳鉞が「海西藉彼（兀良哈）馬力。數犯我辺。」と云つていられるのも理由があつたと云える。主として辺防の見地から兀良哈馬市の復開を洩つていた明の中央は、今は辺防の立場から馬市再開を是とする陳鉞の上奏に接したのである。しかも蒙古の情勢は兀良哈羈縻の好機と考えられた。ここで明は分裂させて羈縻するという伝統的な対外政策にはつきりと立ち返つた様であり、陳鉞の奏請は許可されて兀良哈馬市の再開が実現したのである。

なお馬市復開にいたる裏面の事情として、葉向高の四夷考（榮顔三衛考）に成化十四年に兵部侍郎馬文升に命じて女直の和平招撫を行わせた。それに対して通事王英は宦官汪直を嗾けて馬文升の招撫の功を横取させんとしたが、その間に乘して兀良哈三衛が馬市再開の前請を重ねて申請して、それがうまくいつて許可されたかの如く記している。しかしここには後世になつて概括した場合に生じた誤解がある様である。この間の事情は実録成化十四年三月（辛未）の条に詳しく見られ、また園国一亀氏も詳述していられるところである。註1成化十二年馬文升は第一次の遼東巡閲中に専ら女直の懷柔招撫に努めると共に辺防を整飾して一応の成果を収めつつあつた。ところが成化十三年に女直の清河驪陽侵辺が発生したので遼東巡撫陳鉞は積極的な建州征剿を主張して中央に増兵を要請した。この甫兎加大一派の侵辺は馬文升の招撫が十分な成功を収めなかつたと見られないことはない。と同時に陳鉞の征剿策は貧功の疑が残る。通事王英はこの両方の欠点を衝いてかねてから功心に燃えていた汪直に「近時侍郎馬文升奏准差行人伴送。禁買売。」ずるに因つて女直が心に怨望を抱き侵辺をなすに至つたと云い、また「都御史陳鉞不務招安。惟欲貪功生事。近聞執其報事及投降之人。禁錮凌辱。欲賞之死以為功。其失遠人心。」と告げて、宜ろしく汪直自身が遼東に往つて「撫諭及体察鉞等所為。革其情弊。」むれば大功を立

て得ることを説いたのである。そこで汪直は喜んで遼東出巡に自薦したのであるが、閣臣達は汪直派遣を非としてこれを阻止し、改めて馬文升を再度遼東に派遣することにした。それが成化十四年三月（辛未）九日であり、彼が疾駆して遼東に至つたのは翌四月五日であつた。而して兀良哈馬市の再開許可は同年三月の（丙戌）二十四日である。<sup>註11</sup>従つて朶顔三衛考に「十四年命兵部侍郎馬文升。和輯女直三衛（A）。而通事百戶王英曠幸奄汪直。使攘文升功（B）。三衛乘間申前請……（C）」とあるのは、十四年のこととすればAとBとは時間的に逆にならねばならぬ。三衛考に従えば十四年馬文升の第二次の遼東派遣が決定したのを、汪直がこれに取つて替り招撫の功を奪わんとした様に読まれるが、それは明かに事実と異つてゐる。このことはまた馬文升自身の著した撫安東夷大略に拠つても確かめられる。結局、王英の使曠によつて汪直は遼東に出掛けて、馬文升第一次招撫の仕上げをやり、それによつて馬文升の第一次の成果を合せて自分の功とする機会をねらつたのである。「使攘文升功」の文升の功は成化十四年四月五日以降文升が行つた第二次招撫の功ではあり得ないわけであるが、三衛考の様にA、Bの順に記述されると、そこに錯乱が起こりかねない。そうした錯乱は次の兀良哈馬市再開にも影響して、「乘間申前請」とあるから、文升の功を奪わんとした汪直の手によつて再開が取計らわれた様な意味にとられそうである。まして汪直はその直後朶顔三衛の招撫を強く唱えて、この年六月には馬文升と並んで遼東に出巡して三衛招撫を行つてゐるのであるから尚更そうである。併し実際は文升が遼東出向の命を受けた前後には陳鍼の馬市再開の奏請は恐らく京師に達してゐたにちがひなく、だから同じ三月に再開許可が下りたのであろう。従つて再開については文升も汪直も直接には何の関係がなかつたものと思われる。成化十二年七月遼東巡撫として赴任以来、外夷対策において馬文升と対立し、特に文升によつてその軍政のあり方や貪狡さを指摘抑制されていた陳鍼であるが、そして今はまた王英によつて「不務招安」と汪直え密告された陳鍼であるが、女直招撫の功を馬文升に占められたのに對抗して、兀良哈招撫の功を自分が握らうとしたものにちがひない。三衛側からの働きかけもあつたと見て誤りないであらう。恰も中央では再度の

女直招撫の方針が確認され、文升の再派遣が決定するという空気の中で、兀良哈に対する招撫も強化する方針が打ち出されて馬市の復開が許可されたのであると思われる。続いて見られた汪直の遼東出向はむしろこの馬市の再開、兀良哈招撫の強化政策に刺戟され便乗した貪功の行為に過ぎなかつた様である。

さてこの時再開されたのは「開遼東広寧等処馬市」とあるから広寧馬市だけではなかつた。正統十四年以前に兀良哈は広寧馬市と開原城東馬市に出入していたが、再開に当つては開原にも馬市が復活されたのである。正統十四年廢止の時の広寧馬市の位置は実は余り明かではない。中山八郎氏の「明代滿州に於ける馬市開催地に就いて」で示された「広寧城北二十五里の馬市河と二十里の団山との中間、云い換えれば団山外の馬市河南の地に於て営まれ」たとされるものがそれにあたると思われるが、中山氏の馬市河の比定が盛京通志や大清一統志或は我が国の参謀本部の地図等によるもので、遼東志や全遼志等に記す馬市河と同一の河を指すかは甚だ疑問がある。成化十四年復開された馬市は正統十四年までのものは位置が異つていたのであるから、馬市河という様な俗称めいた呼名は恐らく移動したのではないかと考えられる。遼東志・全遼志の附図の示す馬市と河流の關係や、両書の山川の条に城西五里の医巫闾山から發源すると記す馬市河のことを考え合せると、中山氏の比定された今の馬市河より別に古く馬市河と呼ばれた河があつたのではないかとと思われる。遼東志、全遼志共に地図には広寧城内を貫流する河と城南で合流する、そして高橋湖には入らない河を图示している。これが古い馬市河ではないかと考えるが、この馬市河の北で団山堡の南に馬市の位置を示している遼東志の地図は恐らく正統十四年馬市廢止時の位置を示すものではないかと思う。はつきりしたことは云えないが、広寧城北二十里程の場所にあつた様である。なお、遼東志には成化十一年に塔兒山西南に馬市が改設されたという記録があるが、成化十一年には未だ馬市は再開されていなかつたのであるから、これは先述した成化初年頃數回許可された辺境交易の場所を示すものかも知れない。しかしそれは常設的な馬市では決してなかつたのであるから、馬市としてとり上げる必要はないものと考えられる。さて

再開された広寧馬市は従来置かれていた位置より遙かに遠ざけられて、団山堡の北方に、広寧城よりは北四十里の地点に設けられた。遼東志には「(成化)十四年又改団山堡後」とあり、全遼志には「在団山堡」とする。皇明職方地圖の全遼辺図は団山堡の北方に馬市の字を記してその位置を示している。

開原に再開された馬市は、遼東志・全遼志が伝える古城堡南の添設がそれである。両書共に「成化間添設」としているが、成化年間外に馬市の開設はないのであるから、成化十四年の再開をこれが指すことは明かである。読史方輿紀要(卷三七・山東八)に「古城堡 衛(開原三万衛) 西南四十五里。又西十五里曰慶雲堡。与中固城定遼堡相為扞援。辺防攷。衛城南旧有馬市蓋。」とあるが、この衛城南を中山氏は開原城南とされて、従つてこの馬市蓋を開原南関馬市に比定されている。しかし同書の敘述のありかたからして、これが開原城南を云うのであれば、当然三万衛が開元城か遼海衛の記述の中にあるべきであり、唐突として古城堡の条に開原城南のことが記されるわけではない。やはり衛城南は古城堡南を云わんとして誤つたものにちがいないと考えられる。若しそうであるとすればここに見える馬市蓋は正に成化十四年古城堡南に添設されたという再開馬市を示すものであると云える。そして古城堡馬市の場合も、以前の城東五里に設けられた初設馬市に比べると、開原より西南四十五里(紀要)或は各馬市は夫々「去城四十里」(遼東志等)と云われる様に遙かに遠ざけられた地点に復開されたのである。後嘉靖三年慶雲堡北に改設されるまではこの古城堡の馬市が開原の達達馬市として兀良哈三衛又は海西黒龍江等の女直諸衛に開かれていたわけである。ついでに云えば広寧又は古城堡↓慶雲堡の馬市は以後禁絶されずに明末まで続いた様である。広寧馬市が再開後間もなく成化十七年十月にまた一度中絶した様に中山氏が考えられたのは、「敵遼東馬市之禁」を誤解されたのではなからうか。これは後でも触れるが馬市の禁約を厳しくしたのであり、廃止したのではないのである。

### 三馬市の禁約

成化十四年三月広寧馬市の再開、開原古城堡の馬市の添設が許可されたが、それまで屢次の復開要請に対して、兀良哈三衛を多詐貪狡として拒否してきたのであるから、再開に当つては充分な対策が立てられたにちがいない。先掲復開の詔にも「仍下巡撫等官。区画事宜。嚴革私弊。命巡按御史覺察之。」とあり、現地遼東では馬市運営や警防等の規定が作られたであろうが明かでない。そのうちに中央で馬市禁約が決定されて、それが榜文として恐らく馬市場の入口とか辺門あたりとかに建てられたものの様である。全遼志（卷一）山川・関梁の条にその禁約の全文が掲げられている。註それに抛ると成化十四年十一月初四日に發布されたものである。禁約の前文には、遼東に馬市を開設して、海西・朵顔等三衛達子に買売を許し有無を相通じさせてその生存の安定に資するは懷柔來遠の道である。すでに永樂宣徳年間にこれを行つて双方に利益があつたのである。（その馬市が一旦廢絶され、今再びそれを再開することになつたが、）ただ若し中間に奸詐な者や求賄の徒輩があつて、争いの種を蒔き辺防や外交を阻害し辺境衝突事件などを惹き起すならば、患難を将来に残すことになる。故にかかる弊害を起さないために馬市における禁約を作り榜示するのであると述べて、次に禁約の諸条項を挙げている。

開原毎月初一日至初五日開一次。広寧毎月初一日至初五日。十六日至二十日開一次。聽巡撫官定委布按二司管糧官。分投親臨監督。仍差撥官軍。用心防護。省諭各夷。不許身帶弓箭器械。止將馬匹并土產物貨赴役處。委官驗放。入境開市。本處亦。不許將有違禁物貨之人與彼交易。市畢即日打發出境。不許通事并交易人等專一。與夷欺侮。出入食多馬餼。及偷盜貨物。亦不許撥置夷人。指以貨物為由。符同詐騙。取財分用。敢有擅放夷人入境。及縱容官軍人等無貨者。任意入市。有貨者在內過宿。窺取小利。透漏邊情者。許審問。明白俱發兩広煙瘴地面充軍。遇赦並不原宥。或

本処通事俱不許有所求索。或因而受害。就彼查処。其鎮守總兵等官尤專心体察。并一応勢豪之家。俱不許私將貨物販充家人伴当。時常在市。出名買売。俾所司畏勢縱容。無法開防。如有。聽彼処巡按御史續訪鞫問。具招發遣。罪不輕貸。敢有容情。一体治罪。不許故違。

長々と引用したが、これが禁約の全部である。遼東志（卷三）辺略・馬市の条に「成化十四年奏准遼東馬市」と記し、その後直ちに「聽海西并朵顔三衛夷人買売……」と続けて記載せる一文は、実は成化十四年三月の広寧等処馬市復開の記事と、成化十四年十一月の馬市禁約傍文の節略とから作られたものの様である。その節略が過ぎて日附を省いたので二事が一事と解されかねないことになっている。しかし遼東志の文を参照すると禁約傍文の解釈を補うものもある。例えば禁約傍文に「広寧每月初一日至初五日」とある次に遼東志には「一次」の文字がある。これはあつた方が正しいであろうし解りよい。さてこの禁約はすでに稲葉博士が「明代遼東の馬市」のなかに大意を示され、主として市夷の不法の原因となる明の官吏の強求或は商人の不正窺利を示す史料とされている。確かに禁約に示される様な不法不正が以前にも行われ、再開後もまた行われたのであるが、本来この傍文に示された禁約そのものは、再開された馬市が一方では本来の目的である交易が円滑に行われるために、そして他方では侵寇辺患の原因などにならぬために、過去の馬市或は開原に存続している南関馬市や撫順馬市などの先例先事を参考して、将来発生する可能性のある危険や不正不法を除去せんとして予め各種の事例を考えて作られたものであると思われる。その禁約の効果が少なくて通事や勢豪家等の不法不正が行われ、幾度も禁約が申敵されたことは稲葉博士の云われる通りであるが、またこの禁約がその後の馬市のあり方を規定する原則となつたことも認めなければならぬと思う。例えば馬市の定期市化が一応はこの禁約施行の結果として起つて来たものと考えられるのである。このことはまた後にふれる。

再開された馬市を規制する禁約について注目すべき点は、馬市が全く私市として考えられていることである。「許令：

買売。俾得有無相濟。各安生理。」といい、「定委……管糧官。分投親臨監督。」といい、「止將馬匹并土產物貨。赴役處。委官驗放。入境開市。」といい、「亦不許將有違禁物貨之人与彼交易」という。或は「縦容官軍人等無貨者。任意入市。」を取締ることを述べ、或はあらゆる勢豪の家が「私將貨物仮充家人伴当。時常在市。出名買売」したりすると、所司の役人がその勢力に畏れて充分取締れないから、若しかかる行為をなす者があつたら巡按御史が轉訪鞫問せよという。これらの文はいづれも私市としての交易を示すものであり、それに対する禁約や監督防護であることを知らせてくれる。そこには官市（政府収買）を示す片鱗も窺えない。再開された馬市は全く官市を含まない、純然たる私市として開かれたと考えざるを得ない。こう考えてくると、明会典（卷一五三）兵部・馬政四の収買（政府買上）・各辺互市の条に成化十四年の広寧開原馬市の再開については何等の記載もないのは、記事の脱漏では決してなく、明かな理由のあることであつたと云わねばならない。ここでは官による収買は行われなかつたのであるからである。従つて全遼志が各馬市について「夷人於此（于此）買売」と記すのも馬市の私市的な性格を明かに示した言葉として理解されねばならないであろう。

禁約の冒頭には先づ開市期間を定めて、開原は毎月一回、初一日から五日までの五日間とし、広寧は毎月二回、初一日から五日までと、十六日から二十日までとしている。これらの市期は直接には十四年再開された二つの馬市だけを規定したものと考えられる。禁約の前文に「欽奉聖旨、遼東開設馬市」とあるのでこの時再開された二馬市を対象とした禁約であるにちがいない。しかしまたその続きに「海西朵顏三衛達子」に買売を許すといい、そして限定されないで開原という地名が用いられているので、以前から継続して海西女直が來市していた開原南関の女直馬市をも含む様に解されやすい。ひるがえつてこの禁約が遼東の馬市全部に適用されるものなら、すでに存在している撫順馬市についても言及があらねばならないが、それは全然見えない。やはりこの禁約は当面の問題である再開馬市についてのものであり、従つて開原とあつてもそれは添設された古城堡馬市を指すものと解しなくてはならない。ただ公示された馬市禁約がやがては遼東の全馬

市を規制する原則となつていつたであろうと先にも述べた様に、後には明かに撫順馬市にも適用されている。明実録弘治十二年九月（丁丑）には広寧・開原・撫順の三馬市において、鎮守官や勢豪の家が家人僕従を派して夷人の貨物を賤価で買いたたき、ために夷人の積怨を招き犯辺の原因になること（正に禁約の予言したところ）を述べ、夫々の馬市に按察司分巡官、安樂州知州、備禦官を委任して監督させ、「申明旧例禁約」させることが巡按遼東監察御史羅賢の所言として見えている。ここに旧例禁約とあるが、旧例は夫々の馬市に先例として成立していた慣行であろうし、禁約は正に榜文公示された成化十四年の禁約を指すものであらう。禁約が撫順馬市でも申明され適用されていたわけである。開原の女直馬市に於いても同様であつたであらう。ただ撫順馬市において市期がどの様になつていたかは明かでない。遼東志、全遼志、明会典等には遂に撫順の市期については述べるところがない。このことは逆に、広寧古城堡の馬市について決定された市期も、他の禁約条項の様に余り守られず崩れていつたのではないが、従つて撫順の市期も決定されなのまま、別の市の開催法に移つたのではないかと思われる。弘治十四年十二月（辛未）に監察御史胡希顔が遼東の辺儲を査察して還り、辺備事宜四条を上奏しているが、その第三に「復旧例」について述べて「求討塩米入境貿易之制」にふれ、「其虜人止許每三月入馬市貿易一次。」とすべきを主張している。これに対して遼東出先に意見が求められたが、弘治十五年六月（戊申）に見える遼東守臣の議によると、三月に一次の交易では外夷嗟怨を生ずるとして胡希顔に反対している。毎月開市されていたことは確かであるが、その答議の中に、「又三衛伝筋通話。乞討塩米。係是常例。」「況達賊来市。先年不拘則例。」等の語が見える。乞討塩米はいはば撫賞に相当するものであらうが、乞賞のために伝筋通話という方法がとられていた。信符としての箭を持参して使者が派遣されて来たものであらう。次の達賊来市は先年より則例に拘らずとある語は市期に関係するものと思われる。則例が禁約を直ちに指すかどうかは確言出来ないが、とにかく馬市を規制している旧例や禁約を含めて考えられる。達虜の来市を規制しているのは成化の禁約の市期であつた筈である。それがすでに守られていないこと

をこれは示していると思う。ではどんな方法で彼等は来市を明に知らせたのだろうか。乞賞の場合の方法が来市の場合も利用されたにちがいない。予め数日前に伝箭通話して来市の期日を約する或は報知するという方法がとられたのであろう。そのことを明瞭に示すのは弘治十六年六月申辰の条である。これは給事中鄒文盛が陳奏した辺務議に対して遼東鎮守巡撫等の官が同じく會議上奏したものであるが、その中に「如欲来市。須先期三日。令三二人伝箭答話。」とあつて、先の推測を裏付けてくれる。また後の奴兒哈赤の撫順攻略を伝える明実録万曆四十六年四月（甲辰）の条に「先一日。奴于撫順市口言。明日有三千達子来做大市」とあるのも同例である。以上の事から考えると、禁約に定められた市期は間もなく崩れて正しくは守られず、兀良哈や女直は開市を要求する時は何日か前に使者を派遣して市期を約して交易を通じていたのである。併し月一回とか二回とか云う原則は大体に守られたのではないかと思われる。馬市交易が集団的な行為であるから、外夷の方でもある数の集団を組む必要があり、恣意的に数人で来市するという様なことは考えられないから。その意味ではやはり一種の定期的な性格も有つていたと考えられる。

次に今一つ問題になるのは、兀良哈に対して再開された善の馬市に海西朵須等三衛買売と海西が加わつてゐることである。全遼志（巻一）関梁には、(イ)女真馬市、(ロ)達達馬市、(ハ)撫順馬市、(ニ)広寧馬市の四を挙げているが、成化十四年再開に係るものは、(ロ)と(ニ)に当る。(ロ)の古城堡―慶雲堡の達達馬市について全遼志は「毎歲海西黒龍江等衛夷人于此買売」と記し、(ニ)には「朵顏泰寧二衛諸夷於此買売」と記している。福余衛が脱けているが、これをどちらに入れるかで再開馬市に対する理解が可なり異つてくる。清の林佶の全遼備考（巻下）馬市などは広寧の方に福余を加えて三衛としてあつさりと割り切つてゐる。併し(ロ)は遼東志も全遼志も達達馬市と記しているので、朵顏に全然関係がなく海西黒龍江の女直諸衛専用のものであつたことには躊躇される。まして(ロ)は明かに兀良哈三衛の要請によつて開かれたものであるからなお更である。ただし達達馬市の用法は遼東志などは広義に用いており、撫順の建州女直専用の馬市も達達馬市と称して

いる程であるし、元來黒龍江方面の女直は元時代には水達達の称があつたのであるし、更に肝心の広寧馬市は遼東志も全遼志も決して達達馬市とは称してないのであるから、達達馬市という名称に拘泥する必要はないかも知れない。そうだとすると、馬市再開の要請は朶顔等三衛の名によつて繰返されたのであつたし、兀良哈三衛としての協力態勢ということから考えても、福余だけが他の二衛から切り離されたとは容易に信じられない。林佶の様に福余の脱漏として三衛とする考え方も確かに成り立ち得る様である。しかしまた一方では耕牛農具の収買や馬市の再開に最も積極的であり要請の主体となつたのは、要請の度にその衛名を記されている朶顔と泰寧であつたと推測される。明史(三二八)朶顔伝に「自大寧前抵喜峰口。近宣府。曰朶顔。自錦義歴広寧至遼河。曰泰寧。自黃泥窪遼陽鉄嶺至開原。曰福余。」と示される形勢に三衛が展開した時期は決して明初からではないとされるが、成化の頃にはすでにこの形勢にあつたのであるから、最北に位置した福余衛としては広寧より開原を便利としたにちがいない。馬市再開の主体となり、当時の情勢や住地の關係から広寧開市を便とした朶顔と泰寧の二衛に広寧馬市が開かれ、福余は自ら別にして開原に廻されたということもあり得る。そしてまた実際に福余は開原の馬市に往來していた証拠もあるのである。実録万曆四年正月(丁未)の条によれば、哈達の王台は広順関より東果園に入市し、葉赫の逞家奴等は鎮北関より馬市堡に入市し、そして「福余等夷由新安関入市慶雲堡」と見えている。慶雲堡馬市は嘉靖三年古城堡馬市の移されたものであるから、福余は先には古城堡馬市に当然入市していたにちがいない。こう見て来ると、全遼志が、(一)に入市するものとして朶顔泰寧二衛だけを挙げるのも基づく理由があつたということになり、林佶の様に虎理していいかは疑問となる。だが福余が開原馬市のみを利用し、広寧馬市には入市しなかつたということもなかなか云えない。陳鉞上奏なども明かに朶顔三衛は一括して考えているし、成化十七年十月(己酉)の陳鉞上奏にも「朶顔諸夷毎月兩市」と見えるが、この朶顔諸夷は通例として朶顔三衛を意味するのであるから、福余も広寧に入市していたことを認めなければならぬ。ここで再び余子俊等の制定した馬市禁約の前文を見てみる

と、ただ「欽奉聖旨。遼東開設馬市。許令海西朶顏等三衛達子買賣。俾得有無相濟。各安生理。」とあるだけで、海西は開原、朶顏三衛は広寧という区別はしていない。ただ市期の点で開原は一市、広寧は両市という区別があるだけである。結局、兀良哈の要請に応じて招撫の強化のために明は広寧と開原に夫々一馬市を再開した。どこに入市するかは彼等の自由にしたのではなからうか。住地の関係、夫々の時期の外庄の関係等で朶顏泰寧二衛は専ら広寧を利用したが、福余衛は他の二衛と共に広寧に入市することもあり、或は単独で近い開原に入市することも多かつたと考えられる。福余が開原のみと限定されたら、市期の点で恐らく不満を訴えたであらうが、そうしたこともない様であるから、福余は或る時期には主として広寧を利用し、また他の時期には主として開原を利用するということであつたのではないかと推測される。従つて史料の上には両方の馬市に入市した記録が出て来るのであらう。同様に再開された馬市は女直の入市をも別に拒むものではなかつたので、海西黒龍江方面の一部の女直は便宜に任せて古城堡―慶雲堡の馬市に入市し、嘉靖頃には可なり多数の女直が盛んに入市往來したので、彼等の専用馬市の様な全遼志の記述となつたのではあるまいかと考える。

以上成化十四年の兀良哈馬市の再開について、再開にいたる経過と事情、再開馬市の開催地、馬市の禁約と、その禁約を通して知られる馬市の性格や馬市の市期や、北方の利用者の区別の存否等について考察したが粗雑なものに終つた。ただ明末の馬市の研究を進めるために、一度はこの馬市の再開について考察をまとめなければならなかつたのでその概略について述べておくこととした。幾多の見当外れがあると思われるが、後論において修正を期すと共に大方の御叱正を願うものである。

註1 稻葉岩吉博士「明代遼東の馬市」史学雑誌二四編の一・二号（滿洲發達史復載）

中山八郎氏「明代滿洲に於ける馬市開催地に就いて」人文研

究七卷八号。

註2 拙稿「遼東馬市起源」東洋史学九輯「遼東馬市管見」史淵

七十輯、「遼東馬市における私市と所謂開原兩關馬市」重松俊章先生古稀記念論叢。

註3 右拙稿第二と第三論文参照。

註4 本稿に年号年月(干支)を記したものはいづれも明実録の年次を示すものである。尚実録は主として明代滿蒙史料明実録抄滿洲篇及蒙古篇に拠つたものである。

註5 明実録 永樂四年十二月(甲寅)の条、同永樂十五年十月(丁丑)の条。

註6 和田清博士「兀良哈三衛に関する研究」二参照。本稿にふれる兀良哈についての記述はこの外にも和田博士の右の御研究を多く参照した。

註7 成化十年正月(丁未)、十一月(壬戌)、十二月(己酉)、成化十一年十二月(甲午)、成化十二年正月(癸丑)、四月(辛卯)、八月(甲申)、十一月(壬寅)、成化十三年正月(甲子)、四月(癸丑)、十月(甲寅)、十一月(庚寅)、十二月(己未)に三衛朝貢の記事あり。

註8 和田博士前掲論文。

註9 園田一亀氏「明代建州女直史研究」続篇参照。

註10 園田氏前掲論文なお馬文升「撫按東夷大略」皇明經濟文録遼東編参照。

註11 馬文升「撫按東夷大略」参照。

註12 拙稿「遼東馬市起源」を書いた時、この禁約を知らないで、稻葉博士の「明代遼東の馬市」所引の大意を借りて記述を進めたが、その後神田信夫氏の御教示によつて全遼志巻一にあることを知つた。迂闊なことであつたと恥じたが、本稿では全遼志の原文に拠るを得た。記して氏の御厚意に謝したい。

**My personal view on the horse markets of Liao-tung**  
**(continued)**  
**—of reopening of the horse market for the Urianghai—**  
by H. EJIMA

The horse market for the Urianghai was abolished in the year of 1449 (the 14th year of Cheng-t'ung (正統)). The Urianghai made applications afterwards to Ming for the opening of border-trade, however in spite of temporary permissions of trade, the standing trade was never permitted, the reason of which consisted in a possible leakage of the secrets of the borden-defence. But in the year of 1478 (the 14th year of Ch'eng-hua(成化)), the horse market (trade place) for the Urianghai was reopened which had not been permitted so far. The reason of the reopening was explained by the elevation of the safety of the border-defence through breaking up the cooper-

ation between the Urianghai and the Djurchi. concerning the reopened horse market, many forbidden clauses were stipulated.